

日本赤十字社和歌山医療センターにおける科学研究費助成事業－科研費－にかかる体制

令和6年4月1日

1 科研費の適切な運営・管理については、次のとおりです。

(1) 組織の責任体制

責任体制	役割と権限など	職名	氏名
最高管理責任者	○科研費の適正な運用及び管理並びに適正な執行を行うため、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じます。また、統括管理責任者が責任を持って科研費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮します。	院長	山下 幸孝
統括管理責任者	○基本方針に基づき、不正防止計画を策定、実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告します。	院長補佐 (兼) 泌尿器科主任部長	伊藤 哲之
コンプライアンス推進責任者	○統括管理責任者の指示の下、臨床研究センターにおける不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告します。 ○不正防止を図るため、科研費による研究に関わる全ての職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督します。 ○科研費による研究に関わる全ての職員から不正防止の誓約書を提出させ、誓約書を提出しない場合は科研費による研究に関わらせないものとします。	臨床研究センター長	三浦 誠
コンプライアンス推進副責任者	○コンプライアンス推進責任者を補佐します。 ○当院内外からの告発等（不正の疑いの指摘、研究者及びその他職員本人からの申出など）を受け付ける窓口の事務処理を行います。	管理局長	内田 一彦

(2) 科研費の不適正な運用・管理に関する告発等（不正の疑いの指摘、研究者及び
 その他職員本人からの申出など）を受け付ける窓口

連絡先	〒640-8558 和歌山県和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 管理局 管理局長 TEL 073-422-4171 FAX 073-426-1168 E-mail nisseki-w@wakayama-med.jrc.or.jp
受付手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ○書面、電話、FAX、電子メール、面談などで受付します。 ○窓口の事務処理は管理局長が行います。 ○告発を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりする など、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じます。 ○受付窓口に寄せられた告発の告発者、告発内容について、告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底します。 ○告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断します ○調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施します。 ○公正かつ透明性の確保の観点から、調査委員会には外部の第三者（弁護士、公認会計士等）の調査委員を含めます。第三者の調査委員は、臨床研究センター及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とします。

2 科研費を受けて行う不正行為については、次のとおりです。

(1) 組織の責任体制

責任体制	職名	氏名
不正行為に関する告発や相談の受付から調査に至るまでの責任者	院長	山下 幸孝
不正行為に関する告発や相談の受付に関する事務処理を行う者	管理局長	内田 一彦
研究倫理教育責任者	臨床研究センター長	三浦 誠
研究倫理教育副責任者	管理局長	内田 一彦

(2) 科研費を受けて行う研究における不正行為に関する告発（職員による告発のみならず、外部の者によるものも含む。）や相談を受け付ける窓口

<p>連絡先</p>	<p>〒640-8558 和歌山県和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 管理局 管理局長 TEL 073-422-4171 FAX 073-426-1168 E-mail nisseki-w@wakayama-med.jrc.or.jp</p>
<p>受付手続き等</p>	<p>○書面、電話、FAX、電子メール、面談などで受付します。 ○窓口の事務処理は事務部長が行います。 ○告発を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じます。 ○受付窓口へ寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底します。 ○調査事案が漏えいした場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することがあります。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とします。 ○悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けます。告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要です。告発者に調査に協力を求める場合があります。調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ます。</p>